

九州大学伊都キャンパス保全緑地細則

平成18年度九大細則第14号
施行：平成19年4月1日
最終改正：令和5年5月19日
(令和5年度九大細則第1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学伊都キャンパス保全緑地規程（平成19年度九大規程第61号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、保全緑地の管理、立入許可及び特例許可に係る手続その他必要な事項を定めるものとする。

(立入申請)

第2条 規程第4条の立入許可を得ようとする者は、原則として立入りを希望する日の10日前までに、立入許可申請書をキャンパス計画室に提出しなければならない。

2 前項の立入許可申請書は、別記様式1のとおりとする。

(立入許可)

第3条 総長は、立入許可申請書の提出により申請があった場合は、保全緑地の目的に沿ったもので、かつ、保全緑地の管理上に支障が無いときに限り、これを許可するものとする。

2 総長は、前項の許可をしたときは、立入許可証を交付するものとする。

3 立入許可証の交付後、許可された申請内容を変更する必要があるときは、前条に準じて、変更の申請を行わなければならない。

(特例許可申請)

第4条 規程第5条ただし書に規定する特例許可を得ようとする者（以下「特例申請者」という。）は、原則として特例許可を求める事項の実施日の10日前までに、特例許可申請書をキャンパス計画室に提出しなければならない。

2 前項の特例許可申請書は、別記様式2のとおりとする。

(特例許可)

第5条 総長は、前条の特例許可申請（以下「特例申請」という）があった場合、緑地管理計画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）にその内容を審査（以下「特例審査」という。）させる。

2 ワーキンググループは、前項の特例審査については、次の各号に掲げる事項に基づき審査を行う。

(1) 規程第2条第2項第1号から第4号に掲げる目的との適合性

(2) 緑地景観の保全性

(3) 撤去・復元にかかる計画における資金的、人力的な担保の適格性

(4) 家禽及び偶蹄類の飼育がないこと。

(5) その他緑地保全への懸念事項がないこと。

3 ワーキンググループは、特例審査において、確実な撤去・復元を担保するため、必要と判断した場合には、第三者による撤去又は地形改変状態からの復元作業委託の見積書を特例申請者から徴収し、その財源の負担について特例申請者に対し誓約を求めることができる。

4 ワーキンググループは、特例審査が終了したときは、その結果を総長へ報告する。

5 総長は、ワーキンググループからの報告を踏まえ当該特例申請について、規程第2条第2項第4号に係る目的のため特に必要と認める場合は、これを許可するものとする。

6 総長は、前項の許可をしたときは、特例申請者に特例許可証を交付するものとする。

7 前項の特例許可証の交付を得た者（以下「特例許可を得た者」という。）は、特例許可証の交付後、許可された申請内容を変更する必要があるときは、前条に準じて、変更の申請を行わなければならない。

(許可条件の遵守)

第6条 立入許可を得た者は、許可条件を遵守しなければならない。

2 総長は、立入許可を得た者が、許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は立入りを中止させることができる。

- 3 総長は、特例許可を得た者の保全緑地内で実施した活動に起因する雑草繁茂、ごみの放置又は周辺環境への悪影響（施肥又は濁水の排水による水質汚濁など）が認められる場合は、当該特例許可を得た者に対し、ワーキンググループによる勧告を行うものとする。
- 4 前項の勧告を受けた特例許可を得た者は、ただちにその勧告に従い、当該勧告内容について改善を行わなければならない。
- 5 総長は、第3項の勧告による改善が見られない場合は、工作物の撤去、地形改変状態からの復元の指示を行うものとする。
- 6 前項の指示を受けた特例許可を得た者は、その指示に従い、ただちに工作物を撤去し、地形改変状態から復元しなければならない。
- 7 総長は、第5項の指示を受けた特例許可を得た者が、ただちに工作物を撤去し、地形改変状態から復元しない場合は、特例許可の取り消しを行う。
- 8 前項において特例許可を取り消された者は、総長がその工作物を撤去し、地形改変を現状状態から復元を行うために要した費用について、総長からの請求書に基づき支払いを行わなければならない。

（雑則）

第7条 この細則に定めるもののほか、保全緑地の管理、立入許可及び特例許可に係る手続その他必要な事項は、キャンパス計画及び施設管理委員会が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大細則第5号）

この細則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大細則第15号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大細則第28号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大細則第30号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大細則第13号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大細則第37号）

この細則は、平成31年4月1日から施行し、この細則による改正後の九州大学伊都キャンパス保全緑地細則第2条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年度九大細則第11号）

この細則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大細則第19号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大細則第1号）

この細則は、令和5年5月19日から施行する。

別記様式 1

九州大学伊都キャンパス保全緑地立入許可申請書

年 月 日

九州大学総長

申請者

住 所

氏 名

E-mail

連絡先 TEL

FAX

九州大学伊都キャンパス保全緑地細則第 2 条の規定により、保全緑地内への立入許可を得たいので、下記のとおり申請します。

記

1. ゾーンの名称	
2. 目的及び理由	
3. 行為の内容	
4. 期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5. その他	

九州大学伊都キャンパス保全緑地立入許可書

第 号

年 月 日付けで申請がありました九州大学伊都キャンパス保全緑地内への立入りについては、別添の条件を付して許可します。

年 月 日

九州大学総長

別記様式2

九州大学伊都キャンパス保全緑地特例許可申請書

年 月 日

九州大学総長

申請者
住 所
氏 名
E-mail
連絡先 TEL FAX

九州大学伊都キャンパス保全緑地細則第4条の規定により、保全緑地内への特例許可を得たいので、下記のとおり申請します。

記

1. ゾーンの名称	
2. 特例許可を求める事項	
3. 目的及び理由	
4. 期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5. その他	※地形の改変又は工作物を設置することについて特例許可を求める場合、撤去・復元に係る計画書（任意様式）を添付すること

九州大学伊都キャンパス保全緑地特例許可書

第 号

年 月 日付けで申請がありました九州大学伊都キャンパス保全緑地内への特例許可申請については、別添の条件を付して許可します。

年 月 日

九州大学総長

許 可 条 件

九州大学伊都キャンパスの生物多様性保全ゾーンを含む約99haの保全緑地は、環境と共生する魅力的なキャンパスづくりを育てていく上に不可欠であり、また、この地域の生物多様性の保全に貢献するという役目を担っています。このことから、保全緑地への立入許可又は特例許可を得た者（以下「利用者」という。）は、下記条件を遵守し、当該者の責任において、保全緑地の保全、再生又は活用に努めてください。

記

1. 禁止事項

保全緑地内において、次の行為は禁止します。

- (1) 緑地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 動植物を捕獲し、又は採取すること。
- (3) 土石を採取すること。
- (4) 立木竹を伐採し、又は損傷すること。
- (5) ペット・猟犬等の放獣又は魚類等を放流すること。
- (6) 地形の改変又は工作物を設置すること。
- (7) 夜間に立ち入ること。
- (8) 風紀を乱し、又は風致を害すること。
- (9) 営業活動を行うこと。
- (10) はり紙又は広告を表示すること。
- (11) たき火等の火気を使用すること。
- (12) その他緑地保全上に支障がある行為

2. 変更申請

立入許可証又は特例許可証の交付後、許可された申請内容を変更する必要があるときは、立入許可にあっては九州大学伊都キャンパス保全緑地細則第2条第1項の立入申請に準じて、特例許可にあっては同細則第4条第1項に準じて、変更の申請手続を行ってください。

3. 許可条件の遵守

- (1) 利用者が、この許可条件に違反したときは、当該許可の取り消し、又は立入りを中止させる場合があります。
- (2) 利用者の保全緑地内で実施した活動に起因する雑草繁茂、ごみの放置又は周辺環境への悪影響（施肥又は濁水の排水による水質汚濁など）が認められる場合は、ワーキンググループからの勧告に従い、ただちにその勧告内容についての改善を行うこと。
勧告による改善が見られない場合は、総長からの指示に従い、ただちに工作物を撤去し、地形改変状態から復元すること。
工作物を撤去し、地形改変状態から復元しない場合は、特例許可を取り消した後、ただちに工作物を撤去し、地形改変状態から復元を行うため、その際に要した費用について、総長からの請求書に基づき支払いを行うこと。

4. 留意事項

(1) 免責

利用期間中の人身事故及び物品・展示物等の盗難・破損事故などに関しては、本学は一切の賠償責任を負いません。

(2) 損害賠償

- ① 利用者がその責に帰すべき事由により保全緑地に損害を与えたときは、その損害の賠償を求める場合があります。
- ② 保全緑地内の建造物、施設、備品その他を毀損、汚損又は紛失させた場合は、速やかにキャンパス計画室に連絡をしてください。
- ③ ②の場合は、利用者の責任において原状回復又は賠償していただきます。